

平成24年度幸手市教育行政重点施策⁽⁸⁾

～明日を支える人を育む教育・文化の豊かなまち～

科学技術の進歩・核家族化、価値観の多様化、そして、社会全体の規範意識の低下など子どもを取り巻く教育環境は大きく変化しています。

平成18年に制定された教育基本法では時代にふさわしい教育の実現のため、人格の完成や個人の尊厳などの普遍的な理念に加え、公共の精神の尊重、豊かな人間性と創造性や伝統の継承といった、今後重視すべき理念を明確に規定しました。

国の教育行政

平成20年3月に告示された幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領では、教育基本法の理念を踏まえ発達段階に応じた「生きる力」を育成すること、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力などの育成のバランスを重視すること、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心と健やかな体の育成を求めています。

新しい幼稚園教育、新しい小学校教育の本格実施に引き続き、本年度から、新しい中学校教育が全面实施となります。政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として、新しい知識・情報・技術が飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」の時代を担う子どもたちに必要な「生きる力」を育む幼稚園教育と小・中学校教育が完全実施となりました。

県の教育行政

埼玉県では、「生きる力を育て、絆を深める埼玉教育」を基本理念として「教育に関

する3つの達成目標の推進」、「確かな学力の育成」、「幼児教育の推進」、「埼玉の子ども70万人体験活動の推進」、「いじめ・不登校の防止」、「教職員の資質向上」、「学習環境の整備・充実」、「学校応援団の推進」、「生涯を通じた多様な学習活動の振興」、「地域スポーツの振興」などの取組みを着実に推進すべき施策としています。



市の教育行政

幸手市教育委員会は、21世紀のこうした社会の変化や国・県の目指す教育を的確に把握し、信頼関係を基盤とした良好な連携を維持し、第5次幸手市総合振興計画の基本理念を踏まえ、学校・家庭・地域との連携・協働を充実し、「挑戦と創造の気概をもち、夢と感動を育む教育」の実現を目指し、つぎの6つの柱を基本目標

とした教育行政に主体的・総合的に取り組みます。

【基本目標】

①児童・生徒の安心・安全の確保

②学校の教育環境の整備

③学校教育内容の充実

④青少年の健全な育成

⑤社会教育の充実

⑥文化財の保護・活用

【具体的重点項目】

①幼稚園および学校教育施設の整備推進

②豊かな心と健やかな体の育成(食育、読書、道徳・人権教育、体力向上)

③安心・安全な学校給食の運営と地産地消の推進

④児童・生徒が学習しやすい教育環境整備の推進(小学校特別教室への扇風機設置)

⑤学校・家庭・地域の連携・協働による教育の推進

⑥確かな学力の育成(教育に関する3つの達成目標や学習状況調査の結果分析とその活用の推進、教育課程の円滑な実施)

⑦社会において自立的に生きていく力の育成(キャリア教育、特別支援教育、幼児教育)

⑧生徒指導・教育相談体制の充実(非行・問題行動、いじめ、不登校対策の推進)

⑨教職員人事評価・学校評価を生かした学校経営の改善と研修の充実

⑩学校・家庭・地域との連携による青少年活動の推進(子どもセンター、家庭教育事業、青少年の体験活動などへの支援)

⑪市民との協働による生涯学習の推進(公民館・図書館活動、文化祭など各種事業の協働)

⑫健康の増進と生涯スポーツ・レクリエーションの振興(市民体育大会、委託スポーツ教室)

⑬指定管理者制度による施設の効率的・効果的な活用(市民文化体育館、幸手総合公園、神扇グラウンド、武道館)

⑭公民館・図書館などの施設環境の整備と利用の促進

⑮文化財の保護および歴史資料の調査・保存(デジタル化)と活用

問合せ 教育委員会総務課

☎(43) 11111内線62

3・FAX(43) 3188

市(の財源(収入)になります
その他プラ(プラスチック
製の容器や包装やペットボ
トルは、日本容器包装リサ



「その他プラ」や「ペット
ボトル」は、プランターや織
維などになってリサイクル
されています。
これらのリサイクルは市
民のみなさんの協力で「分
別」および「きれい」にして
排出されたものを、市が収
集・選別し、再商品化事業者
が加工するといった仕組み
で行っています。

未来のために
私たちにできること...

Let's
リサイクル!

「分別」と「きれい」で もっとリサイクル



▼ペットボトルの 出し方のポイント

- ① ♪マークを確認する。
- ② ふたとラベルを取り、中
を水洗いする。
- ※ふたとラベルは「その他プ
ラ」へ。

- ③ つぶしてから出す。

【良くある質問】

Q 汚れは、どの程度きれい
にすればいいの?

A 水で軽くすすぐ程度で構
いません。

Q 工作などで色を塗ったり
したもののは?

A 燃やせるごみで出してく
ださい(異物混入不可)。

※ごみの出し方の詳細は健
康・環境力レンダーの21
頁(31頁を参照、または
環境課にお問い合わせく
ださい。

問合せ 環境課 ☎(48) 0 3

3 1・FAX (48) 2 2 2 6

不法投棄は犯罪です!

ゴミ収集場所や道路・個
人の所有する土地などに、
無断で生活ゴミや家電製品
などを捨てる不法投棄が後
を絶ちません。ごく一部の
不心得な人の行動により、
環境悪化、自然破壊を招い
ています。

「誰にも迷惑をかけていな
い」という気持ちもなくし、
ゴミはルールに従って処理
しましょう。

市では、不法投棄の多い
場所に不法投棄禁止の看板
を設置したり、定期的なパ
トロールを行うなどの防止
対策を実施し、不法投棄撲
滅に努めています。

不法投棄は 罰せられます

「廃棄物の処理及び清掃に
関する法律」により、みだり
に廃棄物を不法投棄すると
「5年以下の懲役若しくは、
1千万円以下の罰金(法人に
対して3億円以下の罰金)」



▲不法投棄の様子

不法投棄を見かけたら

産業廃棄物不法投棄11
0番に通報してください。
フリーダイヤル

☎ 0 1 2 0 (5 3 0) 3 8 4

問合せ 環境課 ☎(48) 0 3

3 1・FAX (48) 2 2 2 6

